

## 災害時行動マニュアル

議会の開催時等の議会及び議員の行動の取り決め事項を明確にする必要があるため「災害時行動マニュアル」を作成いたしました。

### 1. 会議中災害発生時

- ① 議員及び議会事務局は、各自安全確保し、傍聴者に安全確保の指示をする。
- ② 議長（委員長）は、災害の状況に応じて「休憩」「延会」の宣言をする。

#### 「休憩」を宣言する場合

- ・揺れを感じる程度の地震発生時
- ・庁舎内の火災発生時（火災被害が著しい場合は、後ほど「延会」を宣言）
- ・津波警報発表時

※休憩宣言後、安全が確認できた場合は会議を再開する。

#### 「延会」を宣言する場合

- ・物につかまりたいと感じる地震発生時
- ・庁舎内の火災発生時（当日の会議継続が困難と判断できる場合）
- ・大津波警報発表時
- ・警戒宣言発令時

（※気象庁「震度と揺れ等の状況（概要）」参考）

- ③ 議員及び議会事務局は、負傷者の確認をし、負傷者がいる場合は、安全な範囲で周囲の協力を得ながら応急手当をする。
- ④ 議会事務局長は、書記に避難路の状況確認を指示する。
- ⑤ 書記は、議会事務局長に避難路の状況を報告する。
- ⑥ 議長は、避難指示をする。
- ⑦ 議員及び議会事務局は、傍聴者を避難誘導する。なお、避難器具を使用する場合、傍聴者を優先し、議会事務局は避難の介助を行う。
- ⑧ 庁舎から避難する。物につかまりたいと感じる地震発生時及び大津波警報発表時は、すみやかに高台へ避難する。
- ⑨ 議長（委員長）は、後日、議員に今後の対応について連絡する。  
※ 休会（閉会）中に庁舎内にいる場合も同様の対応をする。

◆議長は、議会運営委員会の議決を経て、町長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができます。（法第101条第2項）

◆議会を開催するための定足数は、議員定数の半数の6名です。（法第113条）

## 2. 大規模災害発生時

※大規模災害とは

- ・震度6以上の地震発生時（町内）
- ・大津波警報発生時
- ・警戒宣言が発令時

### （1）初動態勢

- ① 会議中の場合、「1 会議中災害発生時」のとおりとする。
- ② 議員は、自身の安全確保に努める。
- ③ 議員は、被災地及び避難所等における自主防災組織の活動を補助する。また、被災者等に対する相談及び助言等を自主防災組織と連携して行う。
- ④ 議会事務局は、安否確認を行う体制が整い次第、「電話」「メール」等による安否確認を行う。
- ⑤ 議員は、④の手段による安否確認を受けた場合、すみやかに議会事務局へ報告する。
- ⑥ 議員は、議会事務局から自身の状況と所在の照会を受けた場合、すみやかに報告する。
- ⑦ 議会事務局は、議員の安否確認後、議長に報告する。
- ⑧ 議会事務局は、必要に応じて正副議長を招集する。
- ⑨ 議員は、災害対策本部に直接問い合わせしない。

### （2）情報確認方法

- ① 議長は、町内の災害情報等が必要な場合、災害対策本部の情報により確認する。
- ② 議長及び議員は、情報提供資料に関する伝達を議員連絡網により行う。なお、議員は、常時において各議員の電話番号（携帯電話を含む）・携帯電話のメールアドレスの情報を共有する。

### （3）行動時の留意事項

- ① 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- ② 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、カメラ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。